

農業生産法人等育成緊急整備事業（継続）

【 3 , 7 3 3 (1 , 0 0 0) 百万円】

対策のポイント

経営者としての能力を身に付けた農業生産法人等の設立の契機となる基盤整備を推進します。

（基盤整備とは）

基盤整備とは、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地や農業用水を、良好な営農条件を備えたものに整備することです。

基盤整備を契機とし、農号生産法人等を育成することで、次のような状況が生まれています。

- ・ 基盤整備により農業生産性の向上が図られるとともに、排水条件の整備、水田の汎用化により、農地の高度利用が実現します。
- ・ 基盤整備が実施された地区において農業法人が約 2 0 0 法人設立されており、地域農業及び農村社会の持続的な発展に寄与しています。

政策目標

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より 2 0 ポイント以上向上

< 内容 >

農業生産の基盤の整備と所要の関連支援施策を一体的に実施し、望ましい農業構造の確立及び農村社会の持続的な発展に資する経営者としての能力を身に付けた農業生産法人等を育成します。

< 事業実施主体等 >

- 1 . 事業実施主体 都道府県
- 2 . 補助率 1 / 2 等
- 3 . 事業実施期間 平成 1 9 年度 ~ 平成 2 3 年度

[担当課：農村振興局整備部農地整備課（03 - 3502 - 6277（直））]